

工事整備対象設備等着工届出書の提出が必要な工事

No.	届出が必要な設備	そのうち届出が不要な場合
1	屋内消火栓設備	電源・水源及び配管部分の工事
2	スプリンクラー設備	
3	水噴霧消火設備	
4	泡消火設備	電源部分の工事をする場合
5	不活性ガス消火設備	
6	ハロゲン化物消火設備	
7	粉末消火設備	電源・水源及び配管部分の工事
8	屋外消火栓設備	
9	自動火災報知設備	
10	ガス漏れ火災警報設備	電源部分の工事をする場合
11	消防機関へ通報する火災報知設備	
12	金属製避難はしご(固定式のものに限る。)	
13	救助袋	
14	緩降機	
15	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 (1) パッケージ型消火設備 (2) パッケージ型自動消火設備 (3) 共同住宅用スプリンクラー設備 (4) 共同住宅用自動火災報知設備 (5) 住戸用自動火災報知設備 (6) 特定小規模施設用自動火災報知設備 (7) 複合型居住施設用自動火災報知設備 (8) 特定駐車場用泡消火設備	電源・水源及び配管部分の工事
16	特殊消防用設備等	

消防法第17条の14

甲種消防設備士は、第17条の5の規定に基づく政令で定める工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の10日前までに、総務省令で定めるところにより、工事整備対象設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

消防法施行令第36条の2第1項(消防設備士でなければ行つてはならない工事又は整備)

法第17条の5の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事は、次に掲げる消防用設備等(第1号から第3号まで及び第8号に掲げる消防用設備等については電源、水源及び配管の部分を除き、第4号から第7号まで及び第9号から第10号までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除く。)又は必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等(これらのうち、次に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるものに限り、電源、水源及び配管の部分を除く。次項において同じ。)の設置に係る工事とする。

- 1 屋内消火栓設備 2 スプリンクラー設備 3 水噴霧消火設備 4 泡消火設備 5 不活性ガス消火設備
6 ハロゲン化物消火設備 7 粉末消火設備 8 屋外消火栓設備 9 自動火災報知設備 9の2 ガス漏れ火災警報設備
10 消防機関へ通報する火災報知設備 11 金属製避難はしご(固定式のものに限る。) 12 救助袋 13 緩降機

平成16年5月31日消防庁告示第14号

(消防法施行令第36条の2第1項各号及び第2項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件)

第2 令第36条の2第1項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 1 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 次の(一)から(八)までに掲げるもの
(一) パッケージ型消火設備 (二) パッケージ型自動消火設備 (三) 共同住宅用スプリンクラー設備
(四) 共同住宅用自動火災報知設備 (五) 住戸用自動火災報知設備
(六) 特定小規模施設用自動火災報知設備(すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成20年消防庁告示第25号。以下「告示」という。)第2第5号ただし書の規定により受信機を設置しないもの(告示第2第2号の規定に基づき、中継器を設置するものを除く。)を除く。第3第1号(六)において同じ。)
(七) 複合型居住施設用自動火災報知設備 (八) 特定駐車場用泡消火設備
2 特殊消防用設備等 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第31条の3の2の規定に基づき設備等設置維持計画に記載する事項から判断して、令第36条の2第1項各号に掲げる消防用設備等に類すると認められるもの